

最新判決情報

2010 年

[11 月分]

○喜多方ラーメン事件

知財高裁 H22.11.15 H21(行ケ)10433 審決取消請求事件(塩月秀平裁判長)

新聞で話題になった所謂地域ブランド「喜多方ラーメン」の登録性に関する事案である。

出願人は、協同組合蔵のまち喜多方老麺会であり、標準文字商標「喜多方ラーメン」を第 43 類「福島県喜多方市におけるラーメンの提供」について地域団体商標としての登録を求めて出願したが、特許庁では、本願商標が、出願人またはその構成員の業務を表示するものとして、需要者の間において広く認識されているということは出来ないとして、出願を拒絶した。

地域団体商標の登録要件は法 7 条の 2 に規定されているが、本件においては、商標「喜多方ラーメン」が、出願人である協同組合蔵のまち喜多方老麺会の出所を示す商標として、需要者の間において広く知られていたか否かが争点である。

審決では、喜多方市内のラーメン店のうち、出願人の組合に所属する構成員は半数に満たないし、構成員以外の者でも喜多方市外で「喜多方ラーメン」を提供し、また「喜多方ラーメン」の語を含む商標を商標登録しているので、「喜多方ラーメン」自体は全国的に広く知られているものの、それを出願人またはその構成員の提供するラーメンのみであると認識してはいないので、法 7 条の 2 の要件を満たすものではないとした。

知財高裁判決も、ほぼ審決理由を踏襲するものであるが、たとえば、東京で食べられる「喜多方ラーメン」であれば、「蔵」「坂内」「小法師」などであり、それらが出願人蔵のまち喜多方老麺会の構成員であるかどうかは我々需要者は気にしていないであろうし、ましてや東京で食べられる「喜多方ラーメン」が出願人組合やそのメンバーが提供するラーメンであると認識する者はいないであろう。

逆に、喜多方市に行ってラーメンを食べたことがないものにしてみれば、「蔵」や「坂内」で提供されるタイプのラーメンが「喜多方ラーメン」の味であろうとの認識をもつことになる。

つまり「喜多方ラーメン」とは何であるかという共通の定義や要件、需要者の認識が一定していない限り、「喜多方ラーメン」を一般名から商標の域にまで昇華することは難しいことになるし、そのためには、出願人組合において「喜多方ラーメン」を特定し、それ以外の「ラーメン」を「喜多方ラーメン」と称して提供することに異を唱えて整理して行かない限り、地域団体商標としての商標登録は難しいことになるのであろう。

○ヤクルト容器立体商標事件

知財高裁 H22.11.16 H22(行ケ)10169 審決取消請求事件(中野哲弘裁判長)

飲料用ボトル容器の立体的形状の商標登録が認められた 2 例目である。第 1 例目はいうまでもなく「コカコーラ」のボトル容器であり、平成 20 年 5 月 29 日に、知財高裁により法 3 条 2 項の使用による識別性が認められている(H19(行ケ)10215)。

「ヤクルト」の容器については、立体商標の登録制度が始まった平成 9 年に最初の出願がされたが、類似する容器の他社商品が存在したこと、そして容器には「ヤクルト」の文字商標が付されていたことを理由に、文字などが付されていない立体的形状自体が独立して使用により自他商品識別力を獲得したものとは認められないとして、登録が退けられている(東高判 H13.7.17 H12(行ケ)474)。



それから約 7 年が経過し、「コカコーラ」容器の立体商標の登録が知財高裁に認められたことを契機に、今回再度トライし、ようやく使用による識別性が認められたのである。

現実の取引として、文字商標やメーカー名などがまったく記載されていない容器だけで商品が取引されることは考えにくいので、平成13年の東京高裁判決からすると、容器の立体商標の登録は絶望的となるが、今回の判決では、原告株式会社ヤクルト本社が行なった無色の容器に関するアンケート結果において、98%以上が「ヤクルト」を想起すると回答していることから、容器自体の識別性が認められている。

また類似する容器の他社商品の存在についても今回問題になったが、判決では、類似する商品について需要者は「ヤクルトのそっくりさん」、「ヤクルトもどき」というように、ヤクルト容器の模倣品であるとの意識をもっていたので、ヤクルト容器の立体的形状自体が需要者に強い印象を与えていたと認定され、類似品の存在は問題とはされなかった。

もちろん、40年以上にわたる「ヤクルト」の販売実績、広告宣伝活動、市場占有率などが申し分のないものであったことは言うまでもない。

株式会社ヤクルト本社では、健康食品という商品の性質上、類似品に対して警告や使用差止等の法的措置は取ってこなかったようであるが、容器自体の商標登録が認められたことにより、今後、類似品に対する同社の対応が注目される。

○塾なのに家庭教師事件

東地判 H22.11.25 H20(ワ)34852 商標権侵害差止等請求事件(大鷹一郎裁判長)

第41類「学習塾における教授」を指定役務とする登録商標「塾なのに家庭教師!!」(右掲)を所有する原告商標権者が、同じく「塾なのに家庭教師」の表示を使用する被告に対して、その使用差止を求めた事案である。



争点は、被告標章が本来の商標として使用されたか否かであるが、判決では否定されている。

問題となった被告標章の使用態様はチラシの4点とウェブサイトの1件であるところ、判決には被告使用標章が掲載されていないため想像を交える以外にないが、現在の被告サイトには、太字ゴシック体で書かれた「TKG」の右側に、その3分の1程度の大きさで「塾なのに家庭教師」の表示が用いられているので、これが参考になろう。

判決では、被告標章の使用態様が本来の商標としての使用ではなく、学習塾の需要者である生徒や保護者に対して、集団塾の長所短所と家庭教師の長所短所を対比した説明文、すなわち宣伝文句と見られる一方、被告を表す「東京個別指導学院」や略称「TKG」が周知商標であり、これらが被告が提供する役務の出所を表示していると判断された。

しかし、「塾なのに家庭教師」の語をキーワードとしてネット検索してみると、ヤフーでは原告商標権者のサイトではなく、先ず被告会社のサイトがリストされ、次に原告サイトがリストされている。

また被告のページタイトル中では「塾なのに家庭教師」が重要なキーワードとして使用されていることが分かる。

そうすると、被告表示も宣伝文句とは言いながら、自他役務の識別標識として使用されているとみることもできるのではないであろうか。

本件商標が出願されたのは、平成14年4月であるが、被告は、これに先立つ平成5年3月頃から「塾なのに家庭教師」の語を使用してきたのであり、この点が判決に影響したことはないであろうか。

メタタグへの表示を商標としての使用であるとして商標権侵害を認めた「中古車の110番事件」判決(大阪地裁 H17.12.8 H16(ワ)12032)と共に本件を検討するとよいであろう。

○ゴヤールバッグ事件控訴審判決

知財高裁 H22.11.29 H22(ネ)10015 輸入販売差止等請求控訴事件(塩月秀平裁判長)

2009年12月24日東京地裁判決の控訴審判決であり、原審判決が支持されている。原審判決については、当サイトを参照されたい。

○ハーブヨーグルトン事件

知財高裁 H22.11.30 H22(行ケ)10226, 同 10215 審決取消請求事件(飯村敏明裁判長)

第 29 類「乳製品、食肉」他を指定商品とする登録商標「ハーブヨーグルトン／伊田さんの家の豚(図形)」(右掲)および標準文字商標「ハーブヨーグルトン」が、先登録商標「ヨーグルトン」(標準文字)を理由とする無効審判により、指定商品中「食用油脂、乳製品」以外の商品について無効とされたので、当該審決の取消が求められた事案である。

審決において、本件商標中、「食用油脂(31C01)、乳製品(31D01)」が無効とされなかったのは、引用商標の指定商品中に、これらの商品が含まれていなかったためである。



判決では、まず両商標の類似性について、本件商標の称呼「ハーブヨーグルトン」と引用商標の称呼「ヨーグルトン」とは、「ヨーグルトン」部分において共通するが、本件商標中の冒頭の「ハーブ」は、図形部分とも相まって「香草」の「ハーブ」に関係する商品という特徴を表す付加的な称呼として理解される一方、「ヨーグルトン」の語は造語であり強く認識されるので、両商標は「ヨーグルトン」の称呼において類似すると判断した。

そして、両商標の指定商品は「食用油脂、乳製品」について抵触していないので、それ以外の指定商品が無効とした特許庁審決を支持した。

なお原告商標権者は、昭和 51 年ころから養豚業を営み、平成 15 年に食品残渣を利用して豚にヨーグルト状の飼料を与える養豚を始め、平成 17 年にはハーブ入り発行リキッド飼料を用いた豚肉を「ハーブヨーグルトン」の名称で販売してきた。

一方、被告審判請求人も乳酸菌発酵飼料を用いた豚の共同購入、共同加工、販売を行なうものであり、引用商標のほか、「ヨーグル豚」も商標登録し使用している。

そこで、原告は、「ヨーグルトン」の語が「ヨーグルトあるいはヨーグルト状の発酵飼料を用いて育成した豚」を意味するので「ヨーグルトン」の識別力は弱いと主張したが、判決では認められなかった。

原告に、もう少し商標の知識があれば、平成 17 年の時点で他の商標を採用するなど、避けられた事案のようである。